

ハイライト:

・改正育児介護休業法について説明します

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

改正育児介護休業法 1
2

行動制限がなかった夏が終わろうとしています。コロナ感染者数の記録が更新されていく状況に脅威を感じさせられます。引き続き対策をしっかりと、十分気をつけてお過ごしください。

第91号では、今年の10月に適用開始となる育児介護休業法の改正事項について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



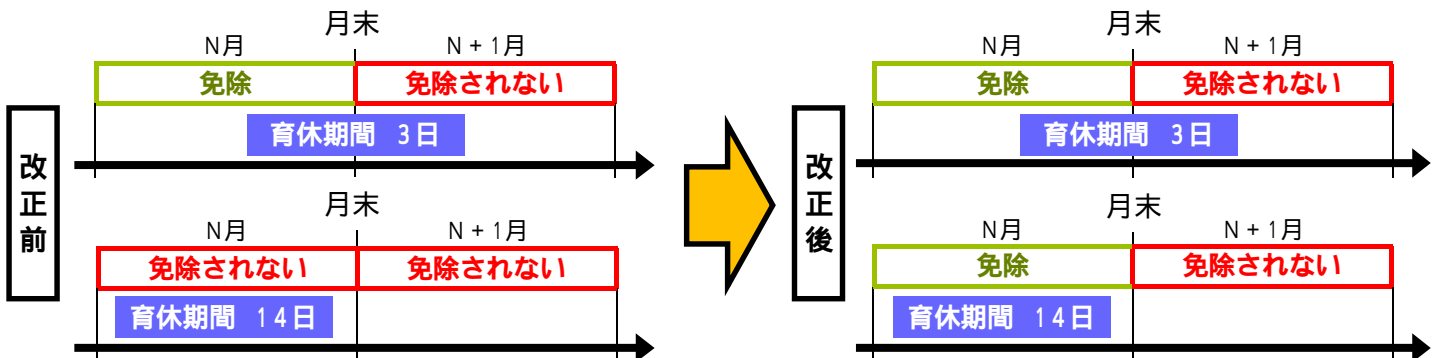
改正育児介護休業法

育児休業等期間中は、育児休業の開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの社会保険料が免除される制度があります。これは事業主が申請することにより適用されます。

令和4年10月からは上記の制度の免除要件が改正されます。主な改正内容は次の2点です。

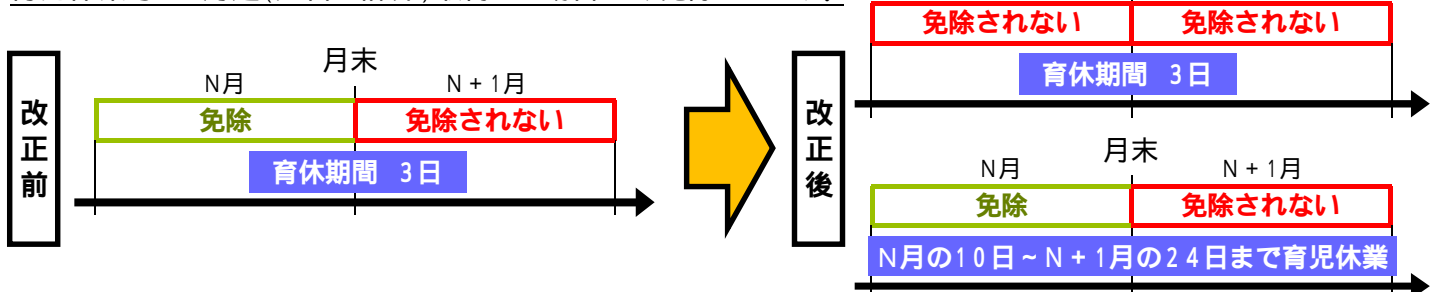
月額保険料

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。



賞与保険料

育児休業等を1月超(暦日で計算)取得した場合のみ免除されます。



産後パパ育休制度の創設

令和4年10月以降の産後パパ育休(1)の期間は就労が可能となりますが、労使協定の締結が前提となります。なお、産後パパ育休開始予定日前日までに、休業期間中に就業する日等を調整し、労働者と事業主の間で合意する必要があります。

また、就業することが出来る日数等には以下の制限があります。

就業日の合計日数が、産後パパ育休期間の所定労働日数の2分の1以下(1日未満の端数切り捨て)

就業日の労働時間の合計が産後パパ育休期間における所定労働時間の合計の2分の1以下

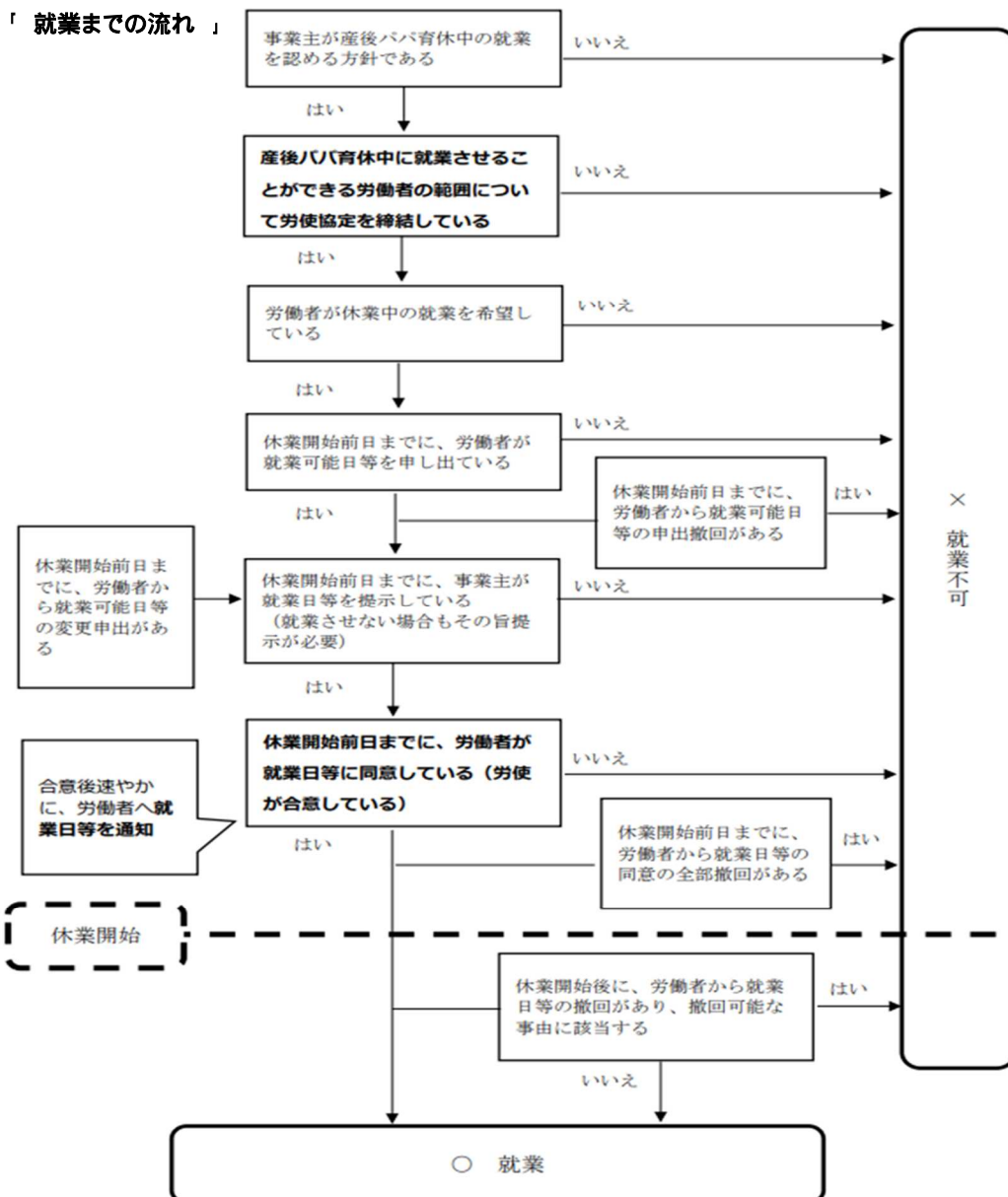
産後パパ育休開始予定日とされた日又は産後パパ育休終了予定日とされた日を就業日とする場合は、当該日の労働時間数は当該日の所定労働時間数未満

産後パパ育休期間中の就業日数が一定の水準(2)以内である場合には、出生時育児休業給付金の対象となります。

1:子の出生後8週間以内の期間内で4週間(28日)以内、分割2回までを限度として労働者が申し出た期間取得可能。

2:出生時育児休業を28日間(最大取得日数)取得する場合は、10日(10日を超える場合は80時間)。これより短い場合は、それに比例した日数または時間数。

< 出典: 育児・介護休業法のあらまし(令和4年3月作成) >



税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2 - 2 - 15

ウイン青山1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7 - 1 - 4

細田屋ビル3F

電話 048 - 816 - 6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。